

令和
7年度

税制改正セミナー

令和7年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人税関係では、賃上げと投資がけん引する成長型経済を発展させるため、国内設備投資や賃上げに積極的に取り組めるよう、特に中小企業税制については、「中小企業投資促進税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「地域未来投資促進税制」などの見直しと延長が行われました。また、「中小企業経営強化税制」では、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる税制上の措置が講じられます。

所得税関係では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しが行われるとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。また、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提にDC・iDeCoの拠出限度額の引上げなどの措置が講じられる予定です。

資産税関係では、「法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し」が行われたほか、消費税関係では、消費税免税制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）がリファンド方式に見直されます。

その他、「退職所得控除の調整規定の見直し」「電子帳簿等保存制度の見直し」などが講じられています。

本書は、令和7年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

日 時

令和7年 9月3日(水)

14:00～15:30

場 所

弘前市総合学習センター 2階「視聴覚室」
(弘前市末広4-10-1 TEL 26-4800)

講 師

弘前税務署 担当官

講座内容

令和7年度税制改正の要点

定 員

30名 (申込先着順)

申 込

下記申込書にご記入のうえ、FAXにて8月22日(金)まで弘前法人会へお申し込み下さい。
※ 非会員は電話でお申込み下さい。

受講料

無料

主 催

 公益社団法人 弘前法人会

弘前市百石町31-1 中村ビル2階 TEL 36-8274 FAX 32-9214

電子申告で
ビジネス快適! **e-Tax**
e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp> 法人会



「令和7年度 税制改正セミナー」 受講申込書

(公社)弘前法人会 行き
(FAX 32-9214)

9月3日のセミナーに下記の通り申し込み致します。

令和7年 月 日

事業所名				
所在地	〒	-		
TEL・FAX	TEL	-	FAX	-

参加者名	

※ ご記入いただいた個人情報は、セミナー運営以外の目的で使用することはありません。4名以上のお申込みは、本紙をコピーしてお使いください。